

市民のみなさまへ

「浜松市生涯学習講師登録制度」についてのご案内

1 浜松市生涯学習講師登録制度とは

これまで身に付けてきた経験や専門的な知識や技術・技能等のノウハウを生かすことを希望する方に、協働センター・ふれあいセンター等生涯学習施設（以下「協働センター等生涯学習施設」という。）における講座・教室・講演会等の講師として、また学校等教育施設での学習講師及び学習ボランティアとして活躍する場や機会を提供することを目的に、市民自身の意思のもと、「生涯学習講師」として登録する制度です。

2 講師登録について（登録用紙の配付・受付・提出）

「生涯学習講師登録用紙」を浜松市ホームページもしくは下記、協働センター・ふれあいセンター等生涯学習施設窓口にて受け取り、ご記入の上、下記窓口にご提出ください。

※浜松市 HP の様式 (Excel データ) をダウンロードし、メールで提出することも可能です。

【創造都市・文化振興課 e-mail : shogaigk@city.hamamatsu.shizuoka.jp】

※令和7年度から講師登録にあたり「生涯学習講師スキルアップ講座」への参加は、必須ではなくなりました。

【協働センター・ふれあいセンター等生涯学習施設】

中央区	東部協働センター	中央区	天竜協働センター	中央区	南陽協働センター	天竜区	二俣ふれあいセンター
	西部協働センター		笠井協働センター		新津協働センター		上阿多古ふれあいセンター
	南部協働センター		積志協働センター		白脇協働センター		下阿多古ふれあいセンター
	北部協働センター		長上協働センター		五島協働センター		熊ふれあいセンター
	曳馬協働センター		蒲協働センター		可美協働センター		光明ふれあいセンター
	富塚協働センター		庄内協働センター		三方原協働センター		浦川ふれあいセンター
	佐鳴台協働センター		伊佐見協働センター		都田協働センター		竜川ふれあいセンター
	高台協働センター		和地協働センター		三ヶ日支所		城西ふれあいセンター
	県居協働センター		篠原協働センター		引佐支所		山香ふれあいセンター
	中部協働センター		神久呂協働センター		浜名協働センター		春野文化センター
	入野協働センター	亀玉協働センター	佐久間支所				
	雄踏協働センター	中瀬協働センター	水窪文化会館				
	舞阪支所	北浜南部協働センター	龍山森林文化会館				

【区役所】中央・浜名・天竜区役所 まちづくり推進課

【行政センター】東・西・南・北行政センター 生涯学習担当窓口

【市役所】創造都市・文化振興課（本館3階）

3 登録後の流れ

- 講師の紹介を希望する市民に、可能な範囲で情報を提供します。情報提供の前に、生涯学習施設職員より、情報提供の可否について確認いたします。
- 協働センター等生涯学習施設が主催する講座・講演会等の講師を決める際、または学校等教育施設より講師紹介の依頼があった際、登録データから検索し、講座・講演会の内容に該当する登録者にご連絡します。
- 講師登録されたみなさまに、講師の要望が必ずあるとは限りません。ご了承ください。
- 「生涯学習講師スキルアップ講座」のご案内は、随時メール及び浜松市ホームページ等でお知らせします。

4 登録の更新

(1) 登録更新

生涯学習講師として、協働センター等生涯学習施設や学校等教育施設等での講座開催の実績や「生涯学習講師スキルアップ講座」への参加等の活動後、3年間は生涯学習講師として登録が継続されます。なお、講座開催等、活動実績が3年間以上確認できない場合、創造都市・文化振興課から登録更新の確認をいたします。

(2) 登録内容の変更

登録時に記載された内容に変更等が生じた場合、または登録を辞退したい場合は、登録者ご本人が、速やかに創造都市・文化振興課に申し出てください。

6 留意事項

(1) 登録上の分野の制限

生涯学習事業の講師登録のため「営利」「宗教」「政党」の活動を目的とする場合の登録は認められません。その他、特に生涯学習の分野に制限はありません。

(2) 登録完了のご連絡

- ・登録完了のご連絡はいたしません。ただし、メールで「生涯学習講師登録用紙」をご提出された場合は、受信確認のメールをいたします。
- ・ご提出いただいた「生涯学習講師登録用紙」を基に、創造都市・文化振興課で登録作業を行い、登録完了となります。

(3) 講師謝礼、受講料等

- ・市から講師として依頼する場合、謝礼をお支払いします。
- ・学校や地域団体等で活動する場合は、依頼者の意向によります。
- ・講座や教室の学習内容で必要となるテキストや資料、用具等の代金は、受益者（受講者）負担として、講師がその実費を徴収することができます。その旨を講座等の開催案内（協働センターだよりなど）に記載してください。
- ・上記の領収書は講師名で作成し、受講者へ必ず渡してください。

市民のみなさまへ

(4) その他

市担当者からメールにてご連絡させていただくことがあります。
@city.hamamatsu.shizuoka.jpからのメールを受信できるよう、
設定をお願いいたします。

生涯学習講師をしてみようと思ったら・・・

